

子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

10万円 [1制度導入] 上限 20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和5年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

〈対象〉18才までの子どもがいる労働者
〈実績〉対象者1名が合計8時間取得

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)

【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】

〈対象〉3才以上小学6年生以下の子どもがいる労働者
〈実績〉対象者1名が合計20日間利用

・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。

主な要件

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)
対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

島根創生

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ初めて本奨励金を申請する事業所の場合

左記以外の常勤労働者50人未満の事業所

20万円/人

10万円/人

主な要件

・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上17か月未満

育児休業3か月未満または産休のみ

40万円/人

20万円/人

10万円/人

主な要件

・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
・申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内



隠岐國商工会つうしん

令和5年



隠岐國商工会本所 TEL(08514)2-0376 FAX(08514)2-0775 Mail okikunishoko@space.ocn.ne.jp
知夫支所 TEL(08514)8-2166 FAX(08514)8-2373 HP http://okinokuni.shoko-shimane.or.jp/



青年部・青山敦士さん 主張発表大会 島根県予選に出場!!

7月1日(土)に出雲市・ビックハート出雲で開催された『令和5年度島根県商工会青年部研修大会』にあわせ、「全国商工会青年部主張発表大会 島根県予選会」が行われました。この主張発表大会は、県内6ブロックの商工会青年部から主張者を選抜し、日頃、商工会青年部活動を通して得た自らの経験や成果、意見を発表し、商工会の次世代を担うリーダーとしての意識の高揚、若手経営者・後継者としての資質の向上を図り、もって地域活性化に資することを目的に毎年開催されています。

この度、隠岐ブロックの商工会青年部を代表し、青年部員の青山敦士さんが出場されました。青山さんは「信頼の対立を経て、生み出す未来」と題し、本気で島の未来を創るために、必要な仲間づくり・関係づくり・対話の大切なる場の1つとして商工会青年部が必要であるという要旨で発表されました。

残念ながら表彰とはなりませんでしたが、隠岐ブロック代表として恥じない、正々堂々とした素晴らしい主張でした。青山さん、お疲れ様でした。

基調講演では出雲市の万九千神社の宮司の錦田剛志氏より『伊勢神社と出雲大社～遷宮に学ぶ経営理念「原点回帰とよみがえり」』と題し、経営と遷宮の共通点についてお話をいただきました。

また交流会ではコロナ規制解除となったことから、コロナ禍前のスタイルで実施され、他部員との交流が図られました。また、9月に広島市で開催される「中国・四国ブロック商工会青年部交流会」のPRに広島県青連の役員の方々もかけつけ、大変な賑わいとなりました。

今後も地域の未来創りのため、商工会青年部は歩みを進めてまいります。会員事業所の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



8/26開催! 海士町大感謝祭 ~老いも若きもキンニャモニャ~



今年のキンニャモニャ祭りは役場が主体となり『海士町大感謝祭~老いも若きもキンニャモニャ~』と題して行われました。

商工会としても会員の皆さんにボランティアを募り、準備と後かたづけに協力していただき、青年部の部員さんには花火の準備等にも協力していただきました。ご協力頂いた皆様、暑い中本当にありがとうございました。

会場では隠岐國商工会のブースで会員事業所の紹介ボード、今までのキンニャモニャ祭りのポスターを展示し、キンニャモニャグッズやかき氷、飲み物等を販売しました。



島根県最低賃金

令和5年10月6日から

(時間額) **904円**

全国平均 1,004円

10/1よりインボイス制度がスタートします！

～インボイス(適格請求書)発行事業者の実務を確認しましょう～



10/1から変わる日々の帳簿付けに注意しましょう

消費税が本則課税の事業者及び、免税事業者がインボイスの登録申請をして10/1より本則課税の課税事業者になった事業所は消費税の計算において、売上等で発生する消費税から支払った消費税を差し引きます。これを「仕入税額控除」といいます。仕入税額控除をするためには帳簿に記入する際、**支払いのあった取り引きごとに品名、税率、支払先名、支払先がインボイス登録事業者なのか免税事業者なのか**をわかるようにしておく必要があります。支払先がインボイス登録事業者なのか確認しておきましょう。

基本的な請求書の記載方法

請求書

発行者の氏名または名称 (株) ○○○御中
令和5年11月30日
登録番号 T1234...

受領者の氏名または名称 (株) ○○○御中
令和5年11月分 131,200円(税込)

日付	品目	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
合計		120,000円
消費税		11,200円

取引年月日: 令和5年11月分

取引内容: 鶏肉 ※, アルミホイル

適用税率: (10%対象 88,000円 内消費税8,000円) (8%対象 43,200円 内消費税3,200円)

※は軽減税率対象品目

現在「区分記載請求書」を発行していれば、追加項目は太字の3つです。

適用税率ごとの合計額は税込・税抜 どちらの表記でもかまいません

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と買手の仕入税額控除について

売手の対応

10月になって、まだ登録番号の通知が届かないなあ...

どうやってインボイスを交付しよう...?

安心して下さい! 次のような対応が可能です

- 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する
- 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す
- 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等で知らせる

※登録番号を記入し、登録番号を改めて交付します

買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな...?

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です!

後でお知らせするとは言っていたけど...

お知らせは事後的に保存できればいいのね!

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です!

※保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

インボイスの保存が免除される取引

- 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送 (3万円未満のものに限ります)
- 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等 (3万円未満のものに限ります)
- 郵便切手を対価とする郵便サービス (郵便ポストに差し出されたものに限ります)
- 適格簡易請求書の記載事項 (取引年月日を除きます) を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から古物、質物又は建物を該当事業者の棚卸資産として取得する取引
- 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

さらに...

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、**税込1万円未満の課税仕入れ**について、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」といいます)ですので、上記対応は不要です。

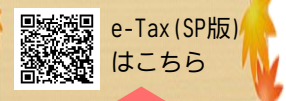
※「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらんだな!

1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断するってことか!

1万円(税込)は、一回の取引金額で判定しますので、ご注意ください!

令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに登録申請を行う必要があります。申請は郵送がe-Taxでできます。



※簡易課税を選択していても、売上先に消費税を納付している事業者がある場合は、インボイスの発行を求められることもあります。

ジョイメイトはお得がいっぱい!!

- ・事業主と従業員で加入すれば掛金経費になります。
- ・隠岐地区は隠岐汽船の乗船料1,000円割引券が3枚
- ・ツアー2,000円割引券も隠岐汽船の乗船料の割引に使用できます。
- ・インフルエンザ予防接種を受けると600円の補助
- ・忘新年会には2,000円の補助
- ・健康診断を受けると6,000円の補助(受診の前に申請が必要)
- その他、お得な特典があります。商工会で加入手続きができますのでお気軽にお問合せ下さい。

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費: 一人月額1,000円(年間12,000円)

ジョイメイト 500 隠岐地区会員用

ニュース掲載ツアー 1,000円～10,000円割引	永年勤続 5,000円～10,000円給付	健康診断 6,000円補助	忘新年会 2,000円補助
割引指定店5%以上割引	ツアー2,000円割引	隠岐汽船 3,000円割引	お食事割引券 1,000円プレゼント
熟年夫婦旅行 10,000円補助	インフルエンザ予防接種 600円補助	祝い金・見舞金等給付	各種チケット購入補助

記帳機械化をご利用の皆様へ

商工会では皆様電子申告できるように、定期的に日計表を提出していただくようお願いしております。

特に、今年度の日計表がまだ未提出の事業所様は至急提出をお願いします。

※日計表の提出が6ヶ月以上たっている月の機械化手数料は延滞料を請求させていただきます。(1ヶ月1,100円)

3ヶ月以上ためないで!

税務署から届く封筒は捨てないで!

毎年10月に税務署から届く封筒には年末調整に使用する書類等が一式と納付書が入っています。届いたら処分せず年末調整をする時まで保管しておいてください。令和3年より年末調整関係諸用紙の送付は1枚づつとなっています。足りない場合は国税庁のホームページからダウンロードするかコピーしてご使用ください。

健康長寿しまね推進会議よりお知らせ

お酒の飲み方は大丈夫ですか?

あなたとあなたの大切な人のために飲み方を振り返ってみましょう。1日の適正飲酒量は、平均純アルコールで

男性20g、女性10gまでです。

純アルコール20gとは...

ビール 1本 500ml	酎ハイ 1本 350ml	焼酎 グラス半分 100ml
日本酒 1本 180ml	ウイスキー ダブル 1杯 60ml	ワイン グラス 1杯 200ml

休業補償保険制度の保険料について

10月に自動継続更新となり、9月の引き落とし分より保険料が変更になります。ご了承ください。

e-Taxで申請する場合に必要な利用者識別番号は商工会にお問合せ下さい。

労働保険の加入手続きはお済みですか?

パート・アルバイトなどの名称や雇用形態に関わらず労働者を一人でも雇っている場合は労働保険に加入する必要があります

※「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が管掌する強制保険制度です。

労災保険 ... 労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、あわせて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険 ... 労働者の方が失業した場合に、必要な保険給付を行い、生活の安定と再就職の支援を図るための保険制度です。また、事業主の方に向けた、失業の予防や雇用機会の増大・雇用の安定等に関する各種助成金制度が設けられています。

★労働保険に関する事務手続等は労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することもできます。

★どなたでも、事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているかをインターネット上で確認できます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省トップページ
「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「労働基準」
>「施策情報」>「労働保険の適用・徴収」
>「施策紹介」>「労働保険に関する総合情報はこちら」>「適用事業場検索」

お問い合わせ...島根労働局 労働保険徴収室 tel 0852-20-7010